



社労士の

永江社会保険労務士事務所

永江啓一郎

ミニポケット



従業員が退職します。未消化の有給休暇についてどのように取り扱ったらよいですか？

有給休暇は労働者の請求により成立するものなので、退職日までに請求がないと無効となり、退職日を超える請求も無効となります。使用者には「時季変更権」がありますが、退職する従業員にはこれを行わせることはできません。そこで請求があったにもかかわらず引継等で与えることができなかつた残日数については任意の金額で買取る等の調整が必要と思われます。

また、有給休暇の本来の趣旨は在職中に労働者の心身の疲労を回復させ労働力の維持培養を図るとともにゆとりある生活の実現にも資することにありますので以下の制度等を活用して休暇取得の促進に取り組みましょう。

計画的付与制度…有給休暇の5日を超える日数を、閑散期やカレンダーに合わせ年末年始、お盆休み等に加えて与えることができます。また、一斉に与えることもでき、個別に与えることもできます。

有給休暇に関することは、厚生労働省HP「有給休暇ハンドブック」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/040324-17.html>